

第22期第22回海区漁業調整委員会議事録

1 日時・場所

令和6年9月26日（木）午後1時30分～午後2時30分
秋田県庁 議会棟2階 特別会議室

2 出席者

委員（定数10名）

船木 律、三浦 清、齊藤 一成、腰山 公正、鎌田 誠喜、工藤 義彦、
伊藤 公男、杉本 勇助、大竹 敦（出席9名）

事務局・秋田県

事務局長（水産漁港課長）：中林 信康
事務局：奥山 忍、本間 忠、保坂 芽衣、高橋 佳奈
農林水産部水産漁港課：藤原 剛、南雲 祐紀

3 議事事項

- （1）秋田海区漁業調整委員会指示（大增川河口域におけるさけ採捕の制限）について（協議）
- （2）知事許可漁業の制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間について（諮問）
- （3）令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議における資料（令和7年度要望）について（協議）
- （4）その他
 - ① 秋田県沖洋上風力発電設置にかかる経過状況等について
 - ② その他

4 開会・あいさつ

○事務局（奥山）

ただいまより、第22期第22回秋田海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日は出席委員数9名、欠席委員数1名で、出席委員数が過半数を超えていますので、秋田海区漁業調整委員会規程第6条に基づき、本委員会が成立することを報告させていただきます。

本日は加藤会長がご欠席されてますので、船木会長代理から、ご挨拶をお願いいたし

ます。

○船木会長代理

加藤会長に変わって私から申し上げます。9月に入り、秋分の日、秋彼岸も過ぎ、やっと秋の気配を感じられるようになりましたが、気候変動と思われる影響は日常の生活にも及んでおります。

主食米不足も報道を賑わしてきましたが、何よりも能登半島の豪雨災害は胸の痛むところであり、同地域が本年元日の震災復興がままならない状況下でのこの度の災害は何とも言いようがない思いであり、あらゆる手段を講じた円滑な支援を望むところであります。

さて、本日の議題は、協議事項が2件、諮問事項が1件と洋上風力発電に関する報告事項がございます。

円滑な議事運営をお願い申し上げて、開会に際しての挨拶といたします。

○事務局（奥山）

ありがとうございました。

5 資料確認

（事務局が資料確認）

6 議事録署名委員選任

○船木議長

それでは議事に入る前に、議事録署名委員を指名いたします。今回は工藤委員と三浦委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○工藤委員、三浦委員

はい。

7 議事

議題1：秋田海区漁業調整委員会指示（大增川河口域におけるさけ採捕の制限）について（協議）

○船木議長

それでは議事に入ります。議題1について事務局から説明をお願いします。

○事務局（高橋）

資料1をご覧ください。

大增川河口での委員会指示につきましては、平成20年から発動いただき、大增川河口での遡上するさけ親魚の保護を図ってきたところです。

資料１の１「河口域での県職員による巡回」をご覧ください。

昨年は、９月22日に委員会指示を発令し、巡回を開始、９月27日に現地に指示看板を設置しました。

１月５日まで県の取締職員が延べ８回巡回し、さけの遊漁者は確認されませんでした。が、10月下旬に河口200m以内で２名、タコ釣りをしていたため、口頭注意しております。

続きまして２「河口域でのふ化場職員による調査」をご覧ください。

昨年も河口域にかえし針の付いたルアー、禁止漁具が散見され、警察による巡回を強化しましたが、現場で密漁者の確認はされなかったとのことでした。

続いて３「野村川ふ化場におけるさけ親魚採捕数及び稚魚放流数の推移」をご覧ください。

現在、野村川ふ化場の採卵親魚は、全て大増川に遡上したさけを用いており、昨年は10月中旬から12月上旬にかけて親魚を3,137尾捕獲し、稚魚を291万尾放流しております。

親魚捕獲数は、前年と比較すると約６割減少しており、H22～R４年の13年間の平年値と比較しても３割減となっております。

稚魚放流数は、親魚が十分に確保できなかったこともありまして、前年と比較すると約２割減少、平年と比較しても２割減となっております。

なお、本州日本海側におきましても、昨年の捕獲数は、前年の約５割減少、太平洋側におきましては８割減少しており、全国的にさけ親魚捕獲数は激減しております。

次に３ページをご覧ください。委員会指示の案文です。昨年と同様、大増川河口中央から半径200m以内の海域を禁止区域とし、告示の日から令和６年12月31日までさけ採捕を禁止する内容となっております。

河川内に入ったさけは、水産資源保護法、秋田県漁業調整規則で増殖のための特別採捕許可がなければ採捕は禁止されておりますが、海面の河口域についても昨年度と同様に委員会指示を発令し、親さけの保護を図りたいという主旨となっております。

説明は以上です。ご協議よろしくお願い致します。

○船木議長

ただいまの説明について、質問等がありますか。

○委員

（発言なし）

○船木議長

よろしければ、案のとおり委員会指示を出すこととします。

議題２：知事許可漁業の制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間について（諮問）

○船木議長

事務局から説明をお願いします。

○事務局（保坂）

（諮問文を読み上げ）

今回の知事許可は、7漁業の公示を行うための諮問となります。新規が2件、許可期間満了に伴う更新が2件、試験操業が3件です。

上の段から説明します。漁業種類の名称は、えびつぶかご漁業です。こちらは県南部地区所属船を対象とした新規1件の募集です。操業区域や漁業時期は、現行の県南部地区の制限と変更ありません。

2段目のたら刺し網漁業は、試験操業として男鹿北部地区で令和4年から操業期間の前倒し操業を行っているものです。操業区域や船舶の総トン数は、本許可と同じ制限措置となっております。許可すべき漁業者の数は11です。漁業を営む資格として、男鹿北部地区の住所要件を定めているほか、操業区域に秋田県漁協が免許を受けている共同漁業権区域が含まれることから、第二種共同漁業権者である漁協の同意を得ている者としています。

3段目のかれい刺し網漁業は、男鹿北部地区における新規の募集です。制限措置の内容は現行と同じで、許可等すべき漁業者の数は1です。

4段目の固定式刺し網漁業は、ハタハタを対象とした秋田市沿岸での試験操業です。漁業時期は令和6年12月1日から同月31日まで、推進機関の馬力数は定めなし、船舶の総トン数は5トン未満です。許可すべき漁業者の数は1、漁業を営む者の資格は、秋田市に住所を有する者、秋田県に漁船登録を有する総トン数5トン未満の船舶の所有者又は使用者、操業区域に係る管理者等の同意及び許可等を得ている者としします。これは、秋田港湾区域内のハタハタの来遊状況をモニタリングするための操業となります。

次もハタハタを対象とした試験操業で、漁業種類は建網漁業であり、操業区域は能代市沿岸、漁業時期は令和6年11月25日から令和7年1月10日までです。許可すべき漁業者の数は1、漁業を営む者の資格は、能代市に住所を有する者、秋田県に漁船登録を有する総トン数5トン未満の船舶の所有者又は使用者、操業区域に係る管理者等の同意及び許可等を得ている者としします。これは能代港湾区域内のハタハタの来遊状況をモニタリングするための操業となり、電力会社等からの同意を得て実施することとしています。

4ページは、あわび漁業となまこ漁業ですが、こちらは1年以内の有効期間が満了となりますので、前年と同じ制限措置の内容、許可すべき数にて募集するものです。

2の許可又は起業の認可を申請すべき期間は、10月4日から11月5日までの期間とします。

この告示に係る許可又は起業の認可の有効期間は、ハタハタに関する試験操業の固定式刺し網漁業及び建網漁業は、許可の日から令和7年1月10日まで、たら刺し網漁業の試験操業は、許可の日から令和7年1月24日まで、あわび漁業及びなまこ漁業は、許可の日となっていますが、訂正し令和7年1月1日から同年12月31日まで、えびつぶかご漁業及びかれい刺し網漁業は、有効期間を現在許可している本許可と合わせて、許可の日から令和8年12月31日まで、起業の認可の有効期間は、認可の日から10か月を経過し

た日又は同漁業の許可の有効期間までのいずれか早い期間とします。

説明は以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

○船木議長

ただいまの説明について、質問等がありますか。

○工藤委員

秋田市沖のハタハタ固定式刺し網漁業ですが、これは沖合で操業するのですか。共同漁業権の区域内であれば、漁協の許可を得ればできるのではないですか。

○事務局（保坂）

秋田市沖のハタハタの刺し網ですけれども、こちらは漁業権が設定されていない秋田港湾区域内での操業を想定しております。

○工藤委員

かれい刺し網漁業は、共同漁業権漁業にもありますが、知事許可は何が違うのですか。

○事務局（保坂）

知事許可漁業のかれい刺し網漁業は、共同漁業権区域より沖の4海里以内の海域で操業できる許可となります。

○工藤委員

何人か増えるということですか。

○事務局（保坂）

かれい刺し網漁業は、男鹿北部地区の漁業者が1名増える予定です。

○伊藤委員

なまこ漁業は、天王地区が含まれていませんが、要望が出ていなかったのですか。

○事務局（保坂）

なまこ漁業の許可は、漁業権が設定されていない港湾区域内での操業を想定しています。天王地区については、漁業権が設定されている区域内でなまこ漁業を操業していただくことになっています。

○工藤委員

あわび漁業の許可は、能代市沖が含まれていませんが、要望したら追加できるのですか。

○事務局（保坂）

アワビ、ナマコは、漁業法が改正されたことにより、漁業者であっても漁業権又は漁業許可等に基づいて採捕しなければいけなくなりました。従来から港湾区域内で自由漁業として操業実態があったものについてのみ、港湾管理者等との協議を行って知事許可漁業の対象とした経緯があります。能代市沖については、あわび漁業の実態はありませんでしたので、操業区域に含まれておりません。漁業権が消滅している港湾区域内での措置として港湾管理者から了解を得た経緯があるため、新たな追加は難しいことをご理解いただければと思います。

○船木議長

それでは、事務局から答申案をお願いします。

○事務局（保坂）

（答申案の読み上げ）

○船木議長

ただいまの事務局の答申案でよろしいですか。

○委員

（「はい。」の声）

○船木議長

答申案が承認されましたので、事務局で手続きをお願いします。

議題３：令和６年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議における資料（令和７年度要望）について（協議）

○船木議長

事務局から説明をお願いします。

○事務局（奥山）

資料３をご覧ください。来る11月12日に青森市で全漁調連日本海ブロック会議が開催され、会長と事務局から私が出席する予定です。その会議の際に提出する令和７年度の要望事項について、ご協議をお願いするものです。

４ページ目をご覧ください。当海区からは昨年度に引き続き太平洋クロマグロの資源管理について要望したいと考えており、昨年度の要望内容を見え消しで案を作成しました。中段あたりに削除した部分があります。これは、クロマグロ漁獲枠のさらなる拡大の要望についての部分でしたが、今年、北海道で開催されたクロマグロ国際会議（WCPFC）の小委員会で、日本全体では大型魚50%、小型魚10%の方向で話がまとまったとのことで、新聞報道にてご覧になった方も多いと思います。これを受けて、今回の要望では更なる枠の増加について記載はしないということを考えております。１の部分については、漁獲枠配分方法の前に「国内」を挿入しました。「国内」という単語がなくても意味は通じるとは思いますが、誤解のないようにということでの挿入です。４の部分ですが、漁獲枠拡大要望を削除しておりますので、それに対応してこの部分も削除をする予定でございます。

説明は以上です。ご協議よろしくをお願いします。

○船木議長

ただいまの説明について、質問等がありますか。

○三浦委員

１番目の要望事項「現状の長期的な漁獲実績を考慮する必要がある」の部分ですが、現在の３年間が例えば５年か10年になると不公平感はなくなるのですか。

○事務局（奥山）

このクロマグロの資源管理は10年以上やっているのですが、漁獲枠の都道府県への配分方法が現在も当初のやり方と変わっておりません。具体的に言うと、小型魚は平成22年から24年まで、大型魚は平成27年から29年までの漁獲実績を基に配分している状況です。この各都道府県の実績は、直近の状況と変わってきていますので、10年以上も前の実績を基に配分するのではなく、近年の漁獲実績を基に配分するのがよいのではないかという要望が続けてきたところです。直近の実績にすれば本県が有利になり漁獲枠が増えるというわけではありませんが、直近のできるだけ長い期間の偏り等も踏まえて、実態に即して公平に配分してもらいたいという要望です。

○船木議長

よろしければ、この内容で提出することとします。

議題4：その他

①秋田県沖洋上風力発電設置にかかる経過状況等について

○船木議長

その他について事務局から説明をお願いします。

○事務局（保坂）

洋上風力発電関係について説明します。前回の委員会からの動きはありませんが、沿岸海域での進捗状況を紹介します。八峰町・能代市沖については、漁業影響調査に関する検討委員会が9月18日に開催され、調査の進め方などについて事業者から漁業関係者等に対して説明等されたところです。男鹿市・潟上市・秋田市沖については、10月下旬に法定協議会が開催される予定となっております。説明は以上です。

②その他

○船木議長

それでは、②の「その他」ですが、何かありますか。

○事務局（奥山）

資料4の令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会要望活動結果についてご報告します。先ほどご説明した資料3の4ページの見え消しの部分で、添削前の内容が令和6年、今年の要望結果でございます。7ページの左側の列のエ（枠の融通と留保枠の有効活用）の部分の最後の方で、「都道府県間の漁獲量の融通については、不公平が生じることがないように、管理期間の見直しも検討すること」とありますので、当海区からの要望を反映させたものです。これについて、水産庁からの回答は右側になりますが、「管理期間」についての見直しについては言及がなかったわけですが、都道府県別配分も含めた国内配分については、その考え方を検討する旨の回答が記載されているところです。

要望活動の結果について、当海区関連部分についての報告は以上でございます。

○船木議長

他に事務局から「その他」で何かありますか。

○事務局（奥山）

資料4-2をご覧ください。新潟・山形・秋田3海区連絡協議会についての協議でございます。この協議会については、7月30日にパーティーギャラリーイヤタカで開催予定でしたが、豪雨により開催を見合わせたところですので、今後の進め方についてまとめたものでございます。

1 ページの1 令和6年度3海区連絡協議会については、延期等はせず中止したいと記載しております。2 入会協議会については、（1）令和7年度新潟・山形両海区入会協議会の担当県は新潟県、（2）令和7年度山形・秋田両海区入会協議会の担当県は山形県と、両県の了解を得ております。3 令和7年度3海区連絡協議会の開催県は、持ち回りで新潟県となります。4 令和6年度の各海区提案（照会）事項及び回答は、別紙のとおりということで2ページ以降に記しております。新潟海区は洋上風力発電について、3ページの山形海区からは海業について、5ページは当海区からはえ縄漁業の許可制導入についてということでございます。当海区からの回答については、メールで皆様と事前に共有したところですが、新潟・山形の回答については、この場で共有ということとなります。

1 ページに戻っていただいて、この内容について意見がある場合は、10月11日まで意見をいただきたいということで記しております。内容については、問題ないかと存じますが、もし後日修正があった場合は、皆様にメール等でお知らせし、ご意見を伺うということとしたいと考えております。説明は以上です。

○船木議長

ただ今の説明について、質問等がありますか。

（質問なし）

それでは、案のとおり新潟海区及び山形海区に提出してください。

○事務局（保坂）

事務局からもう1つお話ししたいことがありますので、よろしいでしょうか。今後、知事許可漁業の許可を予定している漁業が2件あり調整を進めているところですので、その状況についてお知らせいたします。

1 点目は、小型機船底びき網漁業の新規参入についてですが、県南部地区の漁業者2名から知事許可漁業の小型底びき網漁業（手繰第1種）の許可を受けたいと要望を受けています。

底びき網漁業は、ハタハタやマダラ、ズワイガニなど資源管理の対象となる魚種を幅広く漁獲対象とすることや、操業の安全のため船団による操業を行っている実態があるため、県では特に同業者の理解を得た上で許可をする必要があることから、底びき網漁業者との調整を行っています。9月上旬に県南部地区において関係漁業者が参集し、協議した結果、一定の操業の条件を設けた上で、新規参入は可能との結論が出ており、現

在漁業者間での操業協定の締結等に向けた調整が進められています。次回委員会までに操業協定等がまとまった場合、委員会への諮問を予定しています。

2点目は、べにずわいがにかご漁業の使用船舶の増トンについてです。べにずわいがにかご漁業の被許可者から、令和5年度の一斉更新時に使用船舶の増トンの要望を受けておりましたが調整がつかず、引き続き調整を進めているところです。

使用船舶の制限は、本県では従来から総トン数100トン未満となっていますが、これを150トン程度まで増トンしてほしいと要望を受けています。隣県の状況として、新潟県、山形県は、令和3年度までに150トン未満までに変更していますが、青森県は100トン未満となっております。

べにずわいがに漁業は、知事許可漁業と大臣許可漁業があり、操業区域が異なりますが、使用船舶に係る制限は、平成22年に水産庁からの通達で知事許可漁業の総トン数制限が撤廃されており、各県で調整の上、上限を定めることが可能となっております。本県と山形県の操業区域は隣接せず、青森県の操業区域とは隣接しておりますが、県境と増トンは別の問題と考えており、秋田県としては、まずは増トンを進めていくこととしています。調整がつきましたら、次回以降の委員会にて諮問を予定しております。以上です。

○大竹委員

平成22年に水産庁から総トン数制限の撤廃があったとのことですが、どのような通達だったのですか。

○事務局（保坂）

それまでは知事許可漁業の使用船舶の総トン数の上限を100トン未満と国で定めておりましたが、その制限を撤廃し、各県で制限を決めることが可能となったものです。

○大竹委員

隣接県と調整せず、県独自に決めることはできないのではないのでしょうか。その調整は誰が行うのでしょうか。

○事務局（保坂）

各県で定めているの制限措置等の場合、変更をしたい県が必要に応じて隣接県や大臣許可との調整を行うことになります。ただし、使用船舶の総トン数については、秋田県沖合海域内での操業に関することであり、県境を越えて操業することはないため、県独自で決められると考えています。

○大竹委員

秋田県沖合海域は、漁業種類によってその範囲は異なることを把握していますか。べにずわいがにかご漁業の操業区域である秋田県沖合海域はどこまでか、青森県との県境は定まっていないので、隣県と調整する必要があるのではないのでしょうか。秋田県では操業区域と認識している海域であっても、青森県側では青森県沖合海域だと主張すれば問題になるのではないのでしょうか。

○工藤委員

青森県との県境については、底びき網漁業では境界の話合いが行われていますが、漁業種類によっては樺山の真西の線だったり、県境がはっきりしていないので、青森県と競合していることがあります。

○事務局（保坂）

ご意見、ご指摘いただきありがとうございます。ご意見等を踏まえて事務局でもよく検討し、調整がつかましたら改めて委員会で協議しますので、引き続きよろしくお願いいたします。

8 閉会

○船木議長

他になければ、これで第22期第22回秋田海区漁業調整委員会を終了します。

終了